資料２

令和５年度総務経済常任委員会の抽出事業
「新嵐山スカイパーク」について

１　令和５年度抽出事業の調査目的について

指定管理者である、めむろ新嵐山㈱の令和４年度決算は、かろうじて黒字となったが、町の財政支援がなければ経営継続ができない状況にある。町の財政支援は令和４年度単年度で終わる状況にはなく、町の財政に及ぼす影響も大きく、町の財政支援にも限界があることから、めむろ新嵐山㈱の経営能力及び持続可能な財政運営について、検証する時期にきている。「公の施設としての新嵐山スカイパーク」という原点に立ち返り、町民の財産、芽室町の中心的な観光・レジャー・教育の施設として、町民の利活用はもとより、点では無く面としての役割、芽室町全域に繋がる経済循環になっているかの検証が必要である。

以上のことから、町民のために必要な施設としてのあり方について調査研究することを目的とする。

２　議論の視点

（１）町民ための新嵐山スカイパークのあり方

ア　運営手法

イ　指定管理者制度

ウ　直営（かつてのように町の直接運営）

エ　民営化（売却または財産の貸出）、民間委託

オ　エリア別委託

カ　その他

（２）めむろ新嵐山㈱の財政状況及び経営能力

ア　公共性、公益性と損失補填や債務保証、継続的な貸付の適否

イ　会社の存在有無

（３）第三セクターのリスクの研究

ア　資金調達、財政支援の見極めなど

３　共通認識　＜令和５年６月９日開催の総務経済常任委員会 MT＞

（１）町民のための施設であるにもかかわらず、町民利用が減少しており、町民から「利用しづらい」との声を聞いている。

（２）めむろ新嵐山㈱は、自助努力で累積赤字を解消することが見込めない。

（３）会社への財政支援は、会社の詳細な経営状況、将来の見通し、町の財政的リスクの公開が必要不可欠である。

（４）次期指定管理者の公募には計画の方針のみならず、町民意見を反映した具体的な改善の確認が必要である。

（５）次期指定管理者の公募が活用計画の前になるのは時期尚早である。

（６）会社の役員が役場の担当者であるという実態を踏まえると、「指摘事項等を会社に伝える」という答弁では議論にはならない。

（７）債務超過、損益など責任の所在が明らかでない。そのため、株式経営での一般常識とはかけ離れ、町民感覚と隔たりがある。

４　検討事項

（１）出資者である町、委託者である町、受託者であるめむろ新嵐山㈱の３者を区別し、それぞれの役割と責任を検証

（２）議会が調査できる範囲の明確化

（３）議会が描く新嵐山スカイパークのあり方の具体化